

高齢者虐待防止のための指針

訪問看護ステーションあゆみ

1 事業所における虐待の防止に関する基本的な考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

訪問看護ステーションあゆみ（以下「事業所」という）では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2 虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者においせつな行為をすること。又は利用者においせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3 高齢者虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

当事業所では、虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という）の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止検討委員会」（以下「委員会」という）を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

(1) 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。

(2) 高齢者虐待防止検討委員会の構成委員

- ・委員長はステーション管理者が務める。
- ・委員会の委員は、看護職員、療法士（理学療法士）、事務員とする。

(3) 高齢者虐待防止検討委員会の開催

- ・委員会は、委員長の招集により年1回以上開催する。
- ・虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。

(4) 高齢者虐待防止検討委員会の審議事項

- ① 委員会、その他事業所内の組織に関すること
- ② 虐待等の防止のための指針の整備に関すること
- ③ 虐待等の防止のための職員研修の内容に関すること
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市区町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因の分析と再発防止策に関すること
- ⑦ 再発の防止策を講じた場合には、その効果についての評価に関すること

(5) 高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は、ステーション管理者とする。

4 高齢者虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待等の防止のための研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待等の防止を徹底するためのものとし、以下のとおり実施する。

(1) 定期的な研修の実施（年1回以上）

(2) 新任職員への研修の実施

(3) 研修内容

- ① 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
- ② 高齢者権利擁護事業及び成年後見制度の理解
- ③ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ④ 早期発見・事実確認と報告等の手順
- ⑤ 発生した場合の改善策

(4) 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市区町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市区町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

【通報・相談窓口】

・町田市 高齢者支援課 高齢者相談・支援担当 電話番号：042-724-2141

高齢者支援センター	担当地区	電話番号
南第1 高齢者支援センター	南町田、鶴間、小川、つくし野、南つくし野	042-796-2789
南第2 高齢者支援センター	金森、金森東、南成瀬、成瀬が丘、原町田の一部（都営金森1丁目アパート）	042-796-3899
南第3 高齢者支援センター	成瀬、西成瀬、高ヶ坂、成瀬台	042-720-3801
鶴川第1 高齢者支援センター	小野路町、野津田町、金井、金井町、金井ヶ丘、大蔵町、菓師台	042-736-6927
鶴川第2 高齢者支援センター	能ヶ谷、三輪町、三輪緑山、広袴町、広袴、真光寺町、真光寺、鶴川	042-737-7292
町田第1 高齢者支援センター	原町田（都営金森1丁目アパートを除く）、中町、森野、旭町、木曾東の一部（都営木曾森野アパート）	042-728-9215
町田第2 高齢者支援センター	本町田、藤の台、南大谷の一部（公社住宅本町田）	042-729-0747
町田第3 高齢者支援センター	玉川学園、南大谷、東玉川学園	042-710-3378

- ・横浜市 各区高齢・障害支援課高齢者支援担当及び地域包括支援センター
- ・横浜市健康福祉局介護事業指導課 電話番号：045-671-3461
- ・川崎市 各区高齢・障害課高齢者支援係
- ・川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室 電話番号：044-200-2470
- ・川崎市 健康福祉局 長寿社会部 高齢者事業推進課 電話番号：044-200-2679

6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。
相談窓口は、3（5）で定められた高齢者虐待防止担当者とする。なお、虐待者が担当者
の場合は、他の上席者等に相談する。
- (2) 虐待等が発生した場合は、速やかに委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必
要に応じて関係機関に通報する。

7 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じ
て、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度
の利用を支援する。

8 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情を受け付けた者は受付内容を高齢者虐待防止担当
者（管理者）に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生
じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告する。

9 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧でき
るよう、事業所内に備え付ける。また、事業所ホームページにも公開する。

10 その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加
し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。